中国「第12次五カ年計画」
環境分野重点解説

中国環境保護部汚染防治司
趙華林

2011年12月12日

主な内容

一、日中間水環境協力の成果

二、「第12次五カ年計画」期の環境分野の重点解説

三、「第12次五カ年計画」期の排出総量削減政策の動向

一、日中間水環境協力の成果

日中間水環境協力プロジェクトが収めた成果

- 1、農村分散型排水処理モデルプロジェクト

　2008年5月、胡錦濤主席の訪日に際し、日中両国の環境大臣はそれぞれの政府を代表して「農村地域における分散型排水処理モデル事業協力実施に関する覚書」に署名した。

　2011年4月、韓国の釜山において両国の環境大臣の間で「農村地域におけるアンモニア態窒素排出総量削減モデル事業協力実施に関する覚書」が交わされ、さらに三年間の協力の実施が決められた。

日中間水環境協力プロジェクトが収めた成果

- 1、農村地域における分散型排水処理モデル協力プロジェクト
- 2008年開始のプロジェクトの進捗状況

　2010年7月、江蘇省泰州趙家新村、董北村、重慶市万州区白羊鎮、忠県馬灌等4カ所の汚水処理場は完成し、所有権の引き渡しが行われた。

- 2009年開始のプロジェクトの進捗状況

　新疆ウルムチ市水西溝鎮闸灘村モデルプロジェクトは2010年9月に竣工式典が行われた。

　雲南省大理向陽渓村モデル施設は2010年11月に竣工し、2011年3月に竣工式が行われた。

- 2010年開始のプロジェクトの進捗状況

　河北省張家口、黒龍江省ハルビン市のモデルプロジェクトは既に竣工し、運用を開始した。

日中間水環境協力プロジェクトが収めた成果

- 1、農村地域における分散型排水処理モデルプロジェクト

　「第11次五カ年計画」期のプロジェクトは、投資額が適当であり、運転が安定し、放流水の水質が良好である。

　プロジェクトの協力により、我が国の農村、小都市における水環境保護の強化、農村と小都市における分散型生活排水処理施設建設の促進・規範化、農村、小都市の水環境質の改善、今後の「十二・五」における分散型生活排水処理施設の建設のために良い参考になる事例が示されている。

日中間水環境協力プロジェクトが収めた成果

- 2、窒素、リンの水質総量削減日中協力プロジェクト

　2009年5月、日本において第二回日中経済ハイレベル対話の開催中にスタートした。

　双方は数回にわたりお互いに訪問し、意見交換を行い、双方の窒素・リンの水質総量削減政策・技術について踏み込んだ研究と討論を行った。同時に、威海市の米山ダムを窒素・リン水質総量削減モデル流域として選定し、窒素・リンの水質総量削減計画案を作成した。

　協力を通じて、日本側の水質総量削減の経験と技術を 学んだと同時に、中国の「第12次五カ年計画」期の水質汚濁物質総量削減、とりわけアンモニア態窒素指標の排出削減の実現のために有益な参考になる事例が示されている。

二、「第12次五カ年計画」環境分野の重点解説

「十二・五」計画環境分野の重点解説

1、「十一・五」における環境分野の成果

「十一・五」汚染排出削減指標の達成

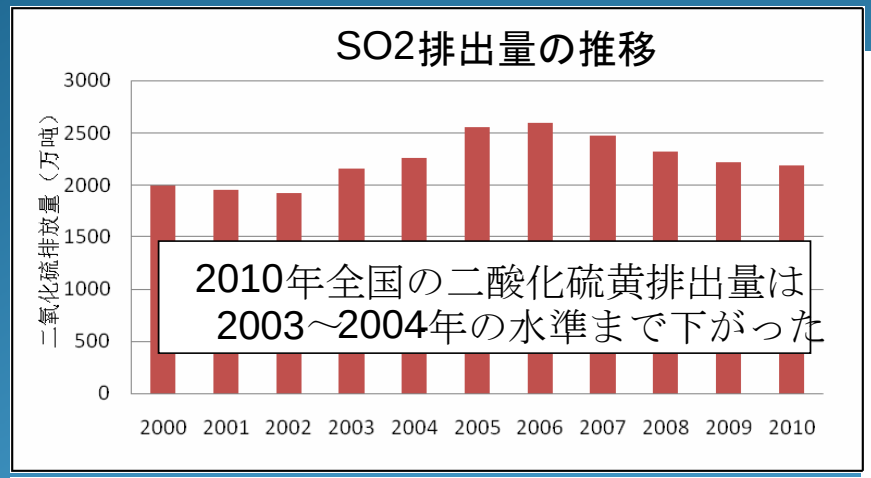

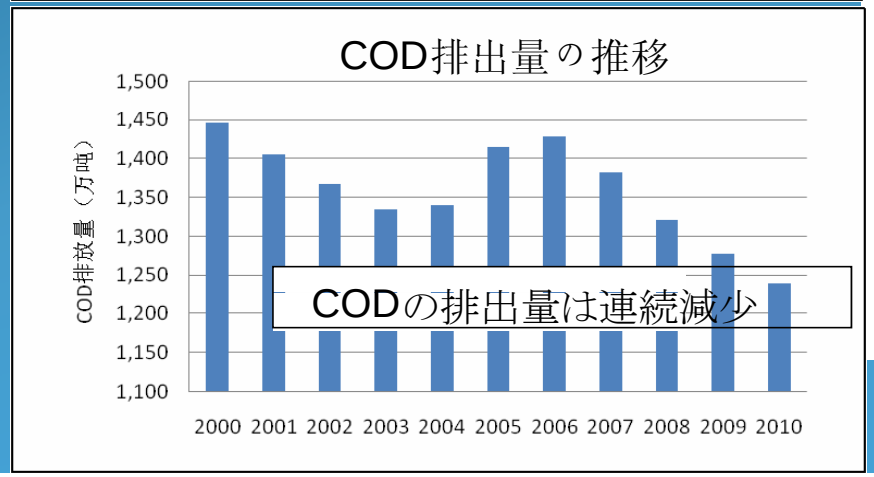

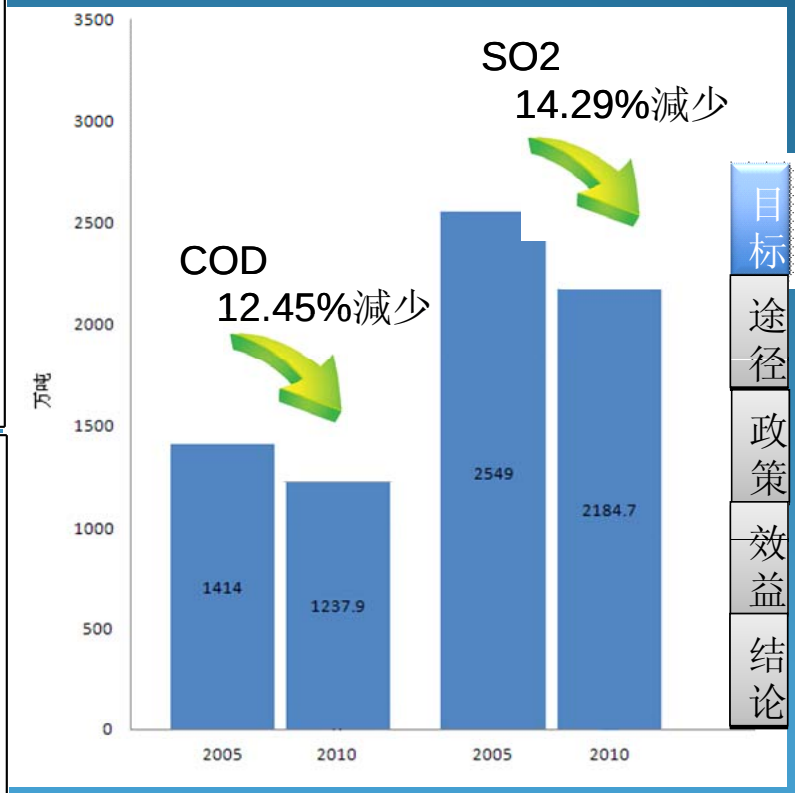

目标
途径
政策
效益
结论

「十二・五」計画環境分野の重点解説

汚染除去施設の建設が急速に発展

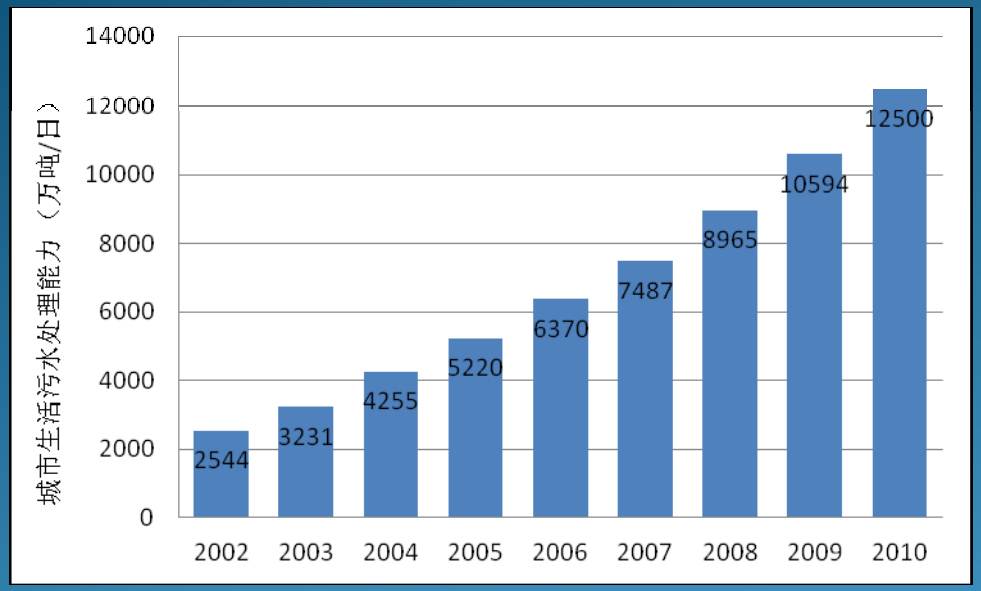

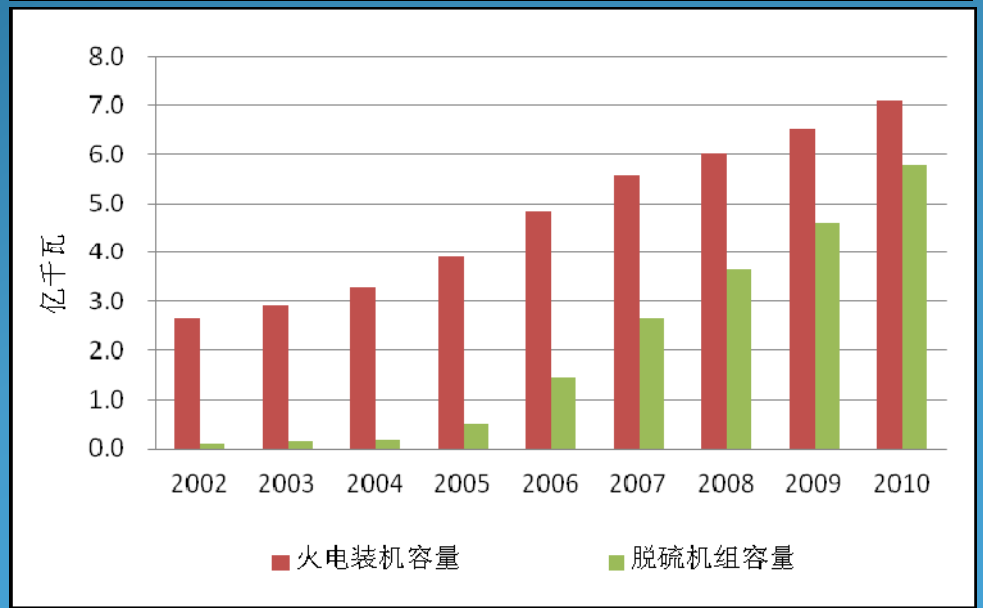

- 都市部汚水集中処理施設は全国で合わせて2832カ所が建設された（「十一・五」には約2000カ所が増加した。）
- 一日の処理能力は1.25億m3に達した。
- 都市部の汚水処理率は2005年の52%から77%まで伸びた。

- 全国で合わせて5.78億キロワット（「十一・五」には5.32億キロワットが増加した）の石炭火力発電脱硫装置を建設し、運営を開始した。
- 火力発電脱硫装置の割合は2005年の14%から2010年の86%まで伸びた。

「十二・五」計画環境分野の重点解説

遅れた生産能力の廃止と調整は計画目標を上回った。

業種	単位	「十一・五」実際廃止数	「十一・五」目標
電力	万kw	7683	5000
製鉄	億トン	1.2	1.0
製鋼	億トン	0.72	0.55
ガラス	万箱	4500	3000
コークス	万トン	9300	8000
セメント	億トン	3.7	2.5
製紙	万トン	1130	650
アルコール	万トン	180	160
うま味調味料	万トン	30	20

「十二・五」計画環境分野の重点解説

2、「十二・五」における環境保護の主な目標

主な汚染物質の排出削減目標：COD、SO_2は8％、アンモニア窒素、NO_Xは10％減少し、環境質が明らかに改善される。

環境に関する基本的な公共サービス体系がおおむね構築され、都市・農村の飲料水水源地の環境安全が有効的に保障され、集中式飲料水水源地の水質の基準達成率が大幅に向上し、省・市・県三級の環境監督管理体系が構築される。

「十二・五」計画環境分野の重点解説

3、「十二・五」における環境保護の主な任務

4つの戦略的任務が打ち出されている。

排出総量削減をさらに深化し、

環境質の改善を強化し、

環境リスクを予防し、

環境に関する基本的公共サービス体系を改善する。

“十二五规划”环境领域重点解读

3、「十二・五」における環境保護の主な任務

① 排出総量削減を深化する.
②環境質の改善を強化する。
③環境リスクを予防する。
④環境に関する基本的公共サービス体系を改善する。
⑤完善政策措施，建立长效机制。

「十二・五」計画環境分野の重点解説

3、「十二・五」における環境保護の主な任務

① 排出総量削減を深化する。

　　汚染源からの予防を堅持し、総合的に推進し、構造調整による排出削減を強化し、プロジェクトにおける排出削減を深化し、監督管理による排出削減を改善し、クリーナープロダクションを展開し、汚染物質の発生強度を低下させ、経済発展様式の転換を促進する。

「十二・五」計画環境分野の重点解説

3、「十二・五」における環境保護の主な任務

②環境質の改善を強化する。

人間本位を堅持し、民生の改善を優先にし、不安全な飲料水、大気・土壌汚染など国民の健康を脅かす重要な環境問題を重点的に解決し、総合的な対策の実施を強化し、生態環境質を著しく改善する。

十二・五」計画環境分野の重点解説

3、「十二・五」における環境保護の主な任務

③環境リスクを予防する。

　重金属、危険廃棄物、残留性有機汚染物質、危険化学品等を環境リスク予防の重点分野としながら、制度と政策を整備し、未然予防、予報警報、対応、処理体系を構築し、環境に対する監督管理を強化し、工業化のプロセスにおける環境の安全保障問題に力を入れる。

十二・五」計画環境分野の重点解説

3、「十二・五」における環境保護の主な任務

④環境に関する基本的公共サービス体系を改善する。

環境に対する監督管理、環境インフラ施設、環境モニタリングと評価、環境応急対応、環境情報などを環境に関する基本的公共サービスの範囲に盛り込み、政府を主とし、基準の統一と級分け・地区分けを結合した環境の基本的公共サービス体系を健全化させ、地域間、都市と農村間の環境に関する基本的公共サービスの均等化を図る。

“十二五规划”环境领域重点解读

3、「十二・五」における環境保護の主な任務

⑤完善政策措施，建立长效机制：

提出了落实环境目标责任制、完善综合决策机制、加强法规体系建设、完善环境经济政策、增强产业和科技支撑、加大投入力度、严格执法监管、发挥地方政府的积极性、统筹各部门资源加大工作力度、鼓励全民参与社会行动、加强国际环境合作等11项环境保护长效机制。

三、「十二・五」における排出総量削減政策の動向

「十二・五」における排出総量削減政策の動向

1、「十二・五」における排出総量削減の情勢

排出削減の指標と内容が変化した。拘束性指標は化学的酸素要求量と二酸化硫黄等2項目から4項目に変わり、アンモニア窒素、窒素酸化物が新たに追加された。排出削減部門も工業と生活の2部門から工業、生活、交通、農村等4部門に拡大した。

排出削減の圧力が増大した。都市化と工業現代化の加速化で排出削減の圧力を継続的に増大させ、4項目の汚染物質の排出削減割合を達成するためには、2010年をベースに汚染物質ごとの排出量を約30％削減しなければならない。同時に、排出削減工程措置のますます縮小も加わり、排出削減任務の達成は相当な困難が予想される。

「十二・五」における排出総量削減政策の動向

2、「十二・五」における排出総量削減の主な業務

「十二・五」の排出削減目標を達成するため、「十一・五」期の排出削減業務に比べ、「十二・五」においては以下の業務を強化する必要がある。

新たに増加する量を抑制し、

新たな排出削減措置を実施し、

政策上の保障能力とキャパシティービルディングの向上を図る。

「十二・五」における排出総量削減政策の動向

2、「十二・五」における排出総量削減の主な業務

新たに増加する量を抑制する。

①エネルギー消費総量を適切にコントロールし、エネルギー消費総量抑制目標の分解実施メカニズムを構築する。

②大気合同予防・制御重点地域において、石炭総量抑制のモデル事業を実施する。

③排出量に大きな割合を占める電力、鉄鋼、製紙、捺染等4業種に対し、主な汚染物質の排出総量規制を実施する。

④汚染物質排出総量規制指標を環境影響評価審査の前提的条件とする。

⑤自動車の環境ラベル管理を全面的に実施し、都市部における自動車保有台数の制御を模索する。

「十二・五」における排出総量削減政策の動向

2、「十二・五」における排出総量削減の主な業務

新たな排出削減措置を実施する。

①2015年までに、すべての県及び重点鎮において汚水処理の能力をほぼ構築する。

②一定規模以上の酪農家及び酪農家集積地区における廃棄物処理施設の整備率は50％以上に達する。

③電力、鉄鋼、製紙、捺染等4業種に対し、主な汚染物質の排出総量規制を実施し、すべての重点的排水業種に対し徹底した対策を講じ、再生水の利用を拡大する。

④2005年までに登録された「黄色ラベル」車両を基本的に淘汰する。

⑤新設するすべての石炭火力発電ユニットに脱硫脱硝装置を同時に取り付け、現役の石炭火力発電ユニットに脱硫装置を取り付けなければならない。安定的に排出基準を達成できないものについては新たに整備するか改造を行い、排煙脱硫設備は規定に従って排煙バイパスを撤廃する。

「十二・五」における排出総量削減政策の動向

2、「十二・五」における排出総量削減の主な業務

新たに排出削減措置を実施する。

⑥単機出力30万kW及びそれ以上の石炭火力発電ユニットには必ず脱硝装置を取り付ける。

⑦鉄鋼業界は全面的に焼結機の排煙脱硫を実施し、新たに整備する焼結機には脱硫脱硝装置を取り付けなければならない。

⑧新型乾式セメントキルンは低窒素燃焼の技術改造を実施し、脱硝設備を新たに設ける。新たに整備されるものは批准条件に基づき、脱硝設備の脱硝効率が60％を下回ってはならない。

⑨石油石化、非鉄金属、建材等重点業種は脱硫改造を行わなければならない。

⑩遅れた生産能力を廃止し、目標から逆算するメカニズムを活用して遅れた生産能力の淘汰を促進する。

「十二・五」における排出総量削減政策の動向

2、「十二・五」における排出総量削減の主な業務

政策上の保障能力とキャパシティービルディングの向上を図る。

①経済政策においては、「十二・五」の排出総量削減目標の実現と対策の実施のための価格、財政、税収及び金融政策を実施し、さらに深みと広がりを以てそれらを拡大する。

②環境政策においては、多くの面で進展したにも関わらず改善がなお必要である。例えば、複数の環境法律法令の改正、さらに厳格な排出基準の制定、区域認可制限の実施、汚染物質排出取引の展開等。

③環境保護のキャパシティービルディングにおいては、環境監督管理機関の基準化、汚染源モニタリング、自動車汚染モニタリング・制御、農業源の汚染測定及び排出削減の管理能力等の側面においてさらに能力を強化しなければならない。

ありがとうございました。